

公明党学生局 政策提言

— 若者の可能性を開く社会へ —

2017年5月31日
学生局長 佐々木さやか

少子高齢化・人口減少が急速に進む日本にとって、若者こそが未来を照らす希望である。「若者への投資」を第一に掲げ、誰もが安心して進学・就職し、活躍できる社会を実現することが重要である。あわせて、若者の声を政治に反映する仕組みづくりにも一層力を注ぐべきである。

これまで公明党は「青年政党」「若者の味方」として、若者への政策アンケート「ボイス・アクション」運動や日常生活に役立つ情報を提供する「サポート・アクション」運動などを通じ、全国各地で学生の声を聴き、その悩みを解決するための活動に全力で取り組んできた。

その中で、経済的困難に負けず勉学に挑戦する学生、地域の課題解決に取り組む学生など、多くの学生に強い意欲を感じるとともに、社会経験に乏しく発展途上にある学生の成長を社会全体で見守り、支えていくことが必要であると実感した。

若者の力を引き出し、若者が活躍する社会を目指していくことは、社会全体の活力につながると確信する。今どのような状況にある若者であっても、将来への大きな可能性を持っている。よって、その主体性を尊重しつつ、若者の目線に立ち、若者のための政策を進めていくことが何よりも重要である。

公明党学生局は、以上のような観点から、学生を含む若者支援・女性活躍促進をさらに加速するため、下記の通り政策提言を取りまとめた。

政府におかれては、政策の着実な実施を強く求めるものである。

(1) 教育の無償化・奨学金制度等の充実

1. 「教育の無償化」に向けて、財源の在り方を含め早期に検討を進めること。
2. 「未来の投資」である給付型奨学金の給付額・対象者等の拡充を進めること。
3. 給付型奨学金制度を円滑に実施するとともに、平成30年度からの本格実施に向けて十分な体制整備を図ること。
4. 高専・専門学校・短大・大学など、低所得世帯に対する授業料減免等を拡充すること。
5. 「有利子から無利子へ」の流れを一層加速させ、無利子奨学金を拡充すること。
6. 所得連動返還型奨学金制度を着実に実施するとともに、既卒者及び有利子奨学金にも対象を拡大すること。また、所得連動返還型奨学金等の貸与型奨学金の保証料率を引き下げること。

7. 高校生等が安心して教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金の拡充を図り、教育費負担の軽減に継続して取り組むこと。
8. 一定所得以下世帯の、学習塾や受験費用等について、無利子で貸付を行う「チャレンジ支援貸付制度」を創設すること。
9. 奨学金の減額返還制度の拡充、返還免除・猶予制度の周知を図ること。
10. 有利子・無利子奨学金の併用を加味し、申請書類の効率化を図ること。また、マイナンバー制度を活用し、申請手続きの簡素化を進めること。
11. 奨学金に関する情報を生徒・学生に分かり易く提供するとともに、きめ細かな相談支援を行うこと。
12. 経済的理由で将来の進学をあきらめることがないように、ひとり親家庭等に対し、早期の段階で奨学金情報を分かり易く提供すること。
13. 特に理系・文系等の選択で悩む生徒や児童養護施設出身者等が、大学進学時に奨学金の利用を検討できるよう、進路指導を行う教職員等に奨学金制度の周知徹底を行うこと。
14. 大都市と地方（離島も含む）で進学率の差が年々拡大している実態を踏まえ、地域間格差を是正するための経済的支援を拡充すること。
15. 沖縄県における県民所得及び大学進学率が全国に比べて低い現状に鑑み、沖縄振興予算を活用した給付型奨学金を創設すること。

(2) いわゆる「ブラックバイト」等の対策

1. 学生であることを尊重しない、いわゆる「ブラックバイト」について、生徒・学生等を対象にその実態把握を継続して行うこと。
2. 労働法や過去の「ブラックバイト」事例と対策・予防法等を含めた労働教育を学生及び教職員関係者に対して推進すること。あわせて、高等学校学習指導要領の改訂を行うこと。
3. 生徒・学生になじみのあるキーワードで相談窓口等が検索・閲覧できる仕組みをつくとともに、スマートフォンのアプリやウェブサイトなどを活用し、簡易に「ブラックバイト」診断ができる環境を整えること。
4. 労働条件の実態を踏まえ、都道府県労働局・労働基準監督署が企業に対する注意喚起や調査を実施すること。
5. 学生アルバイトを多く雇用する企業（フランチャイズを含む）を中心に、労働条件遵守に向けた監督指導を徹底すること。

6. 求人情報提供事業者に対し、最低賃金の改定や契約時の注意事項など、学生を守る労働ルールの情報提供を行うこと。また、求人情報と実際の待遇が異なる企業の求人の排除を徹底すること。
7. 最低賃金の着実な引上げに努め、全国加重平均1000円を実現すること。
8. 学生アルバイトにおける労働環境の改善のため、飲食店等における受動喫煙対策、セクハラ・パワハラ対策を進めること。

(3) 進路・就職活動等の支援

1. 就職・採用スケジュールについて、学生が混乱することのないよう官民学が連携して調整に努め、十分な周知を図ること。
2. いわゆる「就活終われハラスメント（オワハラ）」など、学生等の職業選択を妨げる行為がなくなるよう、就職活動に関する実態調査を継続的に行い、必要な措置を講じること。
3. 若者雇用促進法の指針に基づき、既卒3年新卒扱いの周知・啓発を行うとともに、助成金の活用による定着を促すこと。
4. 実際の労働条件との相違解消や適職選択の支援を充実させるため、「青少年雇用情報シート」を活用するなど、若者雇用促進法に基づいた正確な情報提供が行われるよう、事業主に対する指導を徹底すること。
5. 学校中退者、未内定者、未就職卒業者等に対する就職支援に官民学が連携して取り組むこと。
6. 学生の就職活動について、日本学生支援機構及びJR各社などの交通事業者と連携し、「学生割引」などの経済的支援を行うこと。
7. 交通費等の負担が特に大きいUIJターン等の就職活動について、学生の経済的負担に配慮した地方自治体の取り組みを後押しすること。
8. 障がいを抱える生徒・学生等の修学・就職支援が十分に行われる体制を整えると同時に、その取り組み内容の普及に努めること。
9. 児童養護施設等に、進路・職業指導等を行う専門的な職員や自立支援コーディネーターを配置し、自立支援体制を強化すること。
10. 希望する進路の実現や学ぶ機会を確保するため、教職員等の学校関係者に対し、望まない妊娠及びいわゆる「JKビジネス」等の性被害の実態やその支援について啓発を行うこと。

(4) キャリアアップの後押し

1. 教育効果を高めるインターンシップの普及が為されるよう、現状や課題、大学等における実施状況等を踏まえた対策を講じること。
2. 「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～」等の官民協力の海外留学支援を拡充すること。
3. 海外留学に対する奨学金について、無利子奨学金の貸与人員の拡充を進めるとともに、給付型奨学金を更に拡充すること。
4. 高校生や大学生等の海外留学を後押しする地方自治体や学校、民間団体等に対し、効果的な支援を行うこと。
5. 理工系の女子学生、女性技術者・研究者、女性教員等の活躍を促す大学や研究機関、企業等の取り組みを支援すること。

(5) 若者の政治参加・教育等の促進

1. 若年者の投票率向上に向けて、大学キャンパス内や駅前等に期日前投票所を設置するなど、各選挙管理委員会と連携し、生徒・学生等が投票しやすい環境を整備すること。
2. 各選挙管理委員会や関係機関と協力し、各年代に応じた題材と選挙時期を踏まえたロールプレイング授業や模擬投票を実施するなど、主権者教育の充実・推進に取り組むこと。
3. 選挙権年齢が18歳に引き下げされたことを踏まえ、成年年齢も同様に18歳に引き下げを行う場合には、18、19歳の消費者被害をはじめとした契約トラブルの増加が懸念されることから、消費者教育の抜本的な強化、契約や労働に関する知識を身につけるための教育の機会の充実を行うこと。
4. 投票率向上に向けた取り組みを行う民間団体と連携し、SNSやネット媒体を通じた広報活動等に努めること。
5. 被選挙権年齢の引下げ等の検討を行い、若者の政治参加を促進すること。
6. 若者政策を担当する大臣・部局の設置・明確化、審議会等への若者の登用、「若者議会」の開催を推進するなど、若者の声を政治に反映する仕組みを構築すること。

以上